平成２４年（フ）第７３号
千葉県銚子市小浜町2549番地
債務者　岩瀬　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１８８号
静岡県熱海市泉274番地の91、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋293番地の６
債務者　石渡　功二
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
静岡県伊東市寿町２番17号三居プラザ403号、前住所静岡県伊東市馬場町２丁目２番１号
債務者　藤林　正人
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
静岡県沼津市大岡1783番地の１ピア・アベニューＢ―201、従前の住所地静岡県沼津市大岡1716番地の１ザ・リージェントコート相生201
債務者　外川　正行
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２０１号
静岡県駿東郡長泉町桜堤２丁目14番３号ラッセルスクエア203号
債務者　佐野千登勢（旧姓渕田）
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
静岡県沼津市大岡3781―１　センチュリー万平、住民票上の住所静岡県伊東市猪戸１丁目１番３号　緑寿の郷
債務者　村上　義重
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
静岡県三島市長伏635番地の１、前住所静岡県富士市水戸島本町15番11号　エステートアクア102号
債務者　武冨　　稔
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第９２４号
愛知県長久手市岩作寺山51番地
債務者　山崎　則保
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６８号
愛知県豊田市生駒町大坪17番地　キングスコート豊田生駒709号
債務者　樫谷　冬子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
愛知県刈谷市末広町３丁目３番地15　ハピネス末広202号、前住所愛知県刈谷市南沖野町１丁目３番地３　シャトレー東刈谷ガーデン303号
債務者　柴田　洋志
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０６５号
横浜市港南区港南４丁目10番30―205号
債務者　尾崎　吉治
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０６６号
横浜市港南区港南４丁目10番30―205号
債務者　尾崎ケサヨ
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８８号
横浜市磯子区田中２丁目８番１号　サンハイツ洋光台101号
債務者　山口　圭子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８９号
神奈川県大和市深見西４丁目７番35―205号
債務者　浅井　孝浩
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２３８号
横浜市青葉区美しが丘５丁目18番地７　ヴァンベール松本202
債務者　菅沼舞衣子（旧姓濱地）
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２４０号
横浜市戸塚区平戸町324番地　クレシア東戸塚101号
債務者　佐々木肇子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部